

超長期国債先物取引の商品性の見直しに伴う業務規程等の一部改正について

目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	4
3. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	5

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(Large取引における標準物の条件)	(Large取引における標準物の条件)
第4条の2 Large取引における標準物の条件は、銘柄ごとに、次の各号に定めるところによる。	第4条の2 Large取引における標準物の条件は、銘柄ごとに、次の各号に定めるところによる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 超長期国債標準物については、額面100円、利率年 <u>3パーセント</u> 及び償還期限20年とする。	(3) 超長期国債標準物については、額面100円、利率年 <u>6パーセント</u> 及び償還期限20年とする。
(呼値)	(呼値)
第26条 (略)	第26条 (略)
2~7 (略)	2~7 (略)
8 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	8 呼値の単位は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1) 国債証券先物取引	(1) 国債証券先物取引
a Large取引	a Large取引
額面100円につき1銭とする。	額面100円につき1銭とする。 ただし、超長期国債標準物に係るLarge取引（ストラテジー取引を除く。）については、額面100円につき5銭とする。
b (略)	b (略)
(2)~(5) (略)	(2)~(5) (略)
9~12 (略)	9~12 (略)
(受渡適格銘柄)	(受渡適格銘柄)
第34条の4 受渡決済においては、次の各号に掲げる国債証券（以下「受渡適格銘柄」という。）を決済物件として取り扱うものとする。	第34条の4 受渡決済においては、次の各号に掲げる国債証券（以下「受渡適格銘柄」という。）を決済物件として取り扱うものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 超長期国債標準物については、発行日及び受渡決済期日に <u>19年3か月以上</u>	(3) 超長期国債標準物については、発行日及び受渡決済期日に <u>18年以上21年</u>

2 1年未満の残存期間を有する利付国債証券のうち、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の4か月前の月以前のもの

未満の残存期間を有する利付国債証券のうち、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の3か月前の月以前のもの

付 則

- この改正規定は、平成27年7月6日から施行する。ただし、この改正規定施行の日の前日に取引が行われている限月取引における超長期国債標準物については、なお従前の例による。
- 前項ただし書に規定する超長期国債標準物は、第33条第1項及び第2項の規定の適用においては、改正後の第4条の2第3号に定める超長期国債標準物と同一のものとみなす。
- 第1項ただし書に規定する超長期国債標準物に係る限月取引について、この改正規定施行の日に終了する取引日の夜間立会において第33条第2項の規定に基づき呼値の制限値幅を拡大した場合には、当該取引日における改正後の第4条の2第3号に定める超長期国債標準物に係る限月取引についても、拡大後の呼値の制限値幅を適用する。

(別表)

標準物と受渡適格銘柄との交換比率の算定に関する表

$$\text{交換比率} = \frac{\frac{\text{受渡適格銘柄の年利子}}{x} \times \left(\left(1 + \frac{x}{2}\right)^{\left(\frac{\text{受渡適格銘柄の受渡決済期日}}{6} - 1\right)} + 100 \right)}{\left(1 + \frac{x}{2}\right)^{\left(\frac{\text{受渡適格銘柄の受渡決済期日における残存期間}}{6}\right)} \times 100} - \frac{\text{受渡適格銘柄の年利子} \times \left(6 - \frac{\text{受渡適格銘柄の受渡決済期日から次回利払日までの期間}}{1200}\right)}{1200}$$

(注)

- この表におけるXは、銘柄ごとに、次に定めるところによる。

(1) (2) (略)

(別表)

標準物と受渡適格銘柄との交換比率の算定に関する表

$$\text{交換比率} = \frac{\frac{\text{受渡適格銘柄の年利子}}{x} \times \left(\left(1 + \frac{x}{2}\right)^{\left(\frac{\text{受渡適格銘柄の受渡決済期日}}{6} - 1\right)} + 100 \right)}{\left(1 + \frac{x}{2}\right)^{\left(\frac{\text{受渡適格銘柄の受渡決済期日における残存期間}}{6}\right)} \times 100} - \frac{\text{受渡適格銘柄の年利子} \times \left(6 - \frac{\text{受渡適格銘柄の受渡決済期日から次回利払日までの期間}}{1200}\right)}{1200}$$

(注)

- この表におけるXは、銘柄ごとに、次に定めるところによる。

(1) (2) (略)

(3) 超長期国債標準物については、
0.03とする。

2～5 (略)

(3) 超長期国債標準物については、
0.06とする。

2～5 (略)

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(受渡適格銘柄)</p> <p>第14条の4 顧客と取引参加者との間のL a r g e 取引における受渡決済においては、次の各号に掲げる国債証券を決済物件として取り扱うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 超長期国債標準物については、発行日及び受渡決済期日に<u>19年3か月以上</u>21年未満の残存期間を有する利付国債証券のうち、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の<u>4か月前</u>の月以前のもの</p>	<p>(受渡適格銘柄)</p> <p>第14条の4 顧客と取引参加者との間のL a r g e 取引における受渡決済においては、次の各号に掲げる国債証券を決済物件として取り扱うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 超長期国債標準物については、発行日及び受渡決済期日に<u>18年以上21年</u>未満の残存期間を有する利付国債証券のうち、発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の<u>3か月前</u>の月以前のもの</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年7月6日から施行する。ただし、この改正規定施行の日の前日に取引が行われている限月取引における超長期国債標準物については、なお従前の例による。</p>	

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(呼値の制限値幅)	(呼値の制限値幅)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。	2 前項に規定する制限値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定める数値とする。
(1) 国債証券先物取引	(1) 国債証券先物取引
a L a r g e 取引	a L a r g e 取引
(a) (略)	(a) (略)
(b) 超長期国債標準物	(b) 超長期国債標準物
<u>4円</u> とする。	<u>6円</u> とする。
b (略)	b (略)
(2) ~ (5) (略)	(2) ~ (5) (略)
3 規程第33条第2項から第4項までに規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。	3 規程第33条第2項から第4項に規定する呼値の制限値幅の上限又は下限の拡大は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。
(1) 国債証券先物取引	(1) 国債証券先物取引
a L a r g e 取引	a L a r g e 取引
(a) (略)	(a) (略)
(b) 超長期国債標準物	(b) 超長期国債標準物
イ 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合	イ 呼値の制限値幅の下限を拡大する場合
呼値の制限値幅の下限について、基準値段から <u>6円</u> を減じて得た数値に変更する。	呼値の制限値幅の下限について、基準値段から <u>9円</u> を減じて得た数値に変更する。
ロ 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合	ロ 呼値の制限値幅の上限を拡大する場合
呼値の制限値幅の上限について、基準値段に <u>6円</u> を加えて得た数値に変更する。	呼値の制限値幅の上限について、基準値段に <u>9円</u> を加えて得た数値に変更する。
b (略)	b (略)
(2) ~ (4) (略)	(2) ~ (4) (略)

4～6 (略)

4～6 (略)

付 則

この改正規定は、平成27年7月6日から施行する。